

平成28年(2016年)11月18日
総務委員会資料
政策室企画担当
経営室経理担当

中野二丁目土地区画整理事業に係る区有地等の手続き等について

中野駅南口地区では、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により事業を進めることとしており、平成27年3月に土地区画整理事業の都市計画決定がなされ、平成28年5月には中野二丁目土地区画整理組合（以下、「組合」という。）の設立が認可されたところである。

区及び中野区土地開発公社（以下、「公社」という。）は、施行地区内の地権者として本事業に参画しており、手続き等の進捗状況について以下のとおり報告する。

1 土地区画整理事業における手続きについて

(1) 市街地再開発事業区への換地の申出

区及び公社は、将来的に市街地再開発事業において権利変換により、権利床を取得するため、組合に対して、平成28年7月に区及び公社所有地を市街地再開発事業区へ換地する申出を行った。

(2) 換地計画の承認について

平成28年9月に組合の総会において換地計画が提案され、区及び公社は、提示された計画内容を適正と認め、これに賛成することとし、計画は承認された。

2 市街地再開発事業への対応について

今後進められる市街地再開発事業において、権利変換計画の作成が行われることから、区及び公社は取得する権利床の活用方法について、具体的な検討を進めていくこととする。

3 今後の予定について

平成28年11月中旬以降	土地区画整理事業における換地計画認可
平成29年度	市街地再開発組合設立
平成30年度	市街地再開発事業における権利変換計画認可
平成31年度	市街地再開発事業着工
平成34年度	市街地再開発事業竣工
平成36年度	土地区画整理事業完了

(区有地等の現況と換地イメージ)

所有者	用途	m ² (公簿)
中野区	①堀江敬老館用地	684.32
	②南部教育相談室跡地	327.93
中野区土地開発公社	③中野駅南自転車駐車場跡地	812.01
計		1,824.26

